資料① 平成25年度税制改正における相続税計算の変更点

★相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等（財務省　税制改正パンフ）

●バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しを行います。
〔平成27年１月１日以後の相続・遺贈について適用します。〕

●相続税の基礎控除の引下げ等と併せて、相続人の居住や事業の継続に配慮する観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、見直しを行います。
〔平成27年１月１日（「居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化」については、平成26年１月1日）以後の相続・遺贈について適用します。〕

■ 基礎控除の引下げ

改正前		改正後
5,000万円＋1,000万円×法定相続人数	→	3,000万円＋600万円×法定相続人数

■ 税率構造の見直し

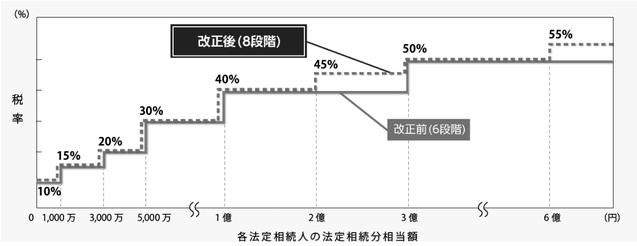

参考 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	改正前 税率	改正前 控除額	改正後 税率	改正後 控除額
1,000万円以下	10%	0万円	10%	0万円
3,000万円〃	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円〃	20%	200万円	20%	200万円
1億円〃	30%	700万円	30%	700万円
2億円〃	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円〃			45%	2,700万円
6億円〃	(3億円超) 50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

※ 上記の相続税の税率は、各法定相続人の法定相続分相当額を上記の金額に区分して、それぞれの区分に対応する税率を適用して足し合わせる方式（超過累進税率）を採っており、納税者がその負担能力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。
具体的には、左の表に当てはめることで簡単に計算することができます。

（計算例）相続財産１億円を子２人で相続した場合（改正後の場合）

● 法定相続分に応ずる取得金額
相続財産の合計 − 基礎控除 × 1/2 ＝ 法定相続分に応ずる取得金額
（1億円 − 4,200万円）× 1/2 ＝ 2,900万円

● 法定相続人別の相続税額
法定相続分に応ずる取得金額 × 税率 − 控除額 ＝ 法定相続人別の相続税額
2,900万円 ×15% − 50万円 ＝ 385万円

● 相続税の総額
385万円 × 2人 ＝ 770万円

■ 未成年者控除・障害者控除の見直し

	改正前	改正後
・未成年者控除	6万円×20歳に達するまでの年数	10万円×20歳に達するまでの年数
・障害者控除	6万円（特別障害者:12万円）×85歳に達するまでの年数	10万円（特別障害者:20万円）×85歳に達するまでの年数

■ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

【居住用宅地の適用対象面積の見直し】

改正前		改正後
上限240㎡	→	上限330㎡

【居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大】

限定的に併用が認められていた居住用宅地と事業用宅地について、完全併用（それぞれの限度面積（居住用:330㎡（改正後）、事業用:400㎡））に適用を拡大します（貸付用は除きます）。

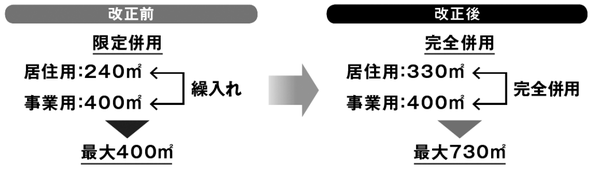

資料② 平成27年分の相続税の申告状況（平成28年12月国税庁）

■平成27年分の相続税の申告状況について

平成27年中（平成27年1月1日から平成27年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

なお、平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

1．被相続人数等
平成27年中に亡くなられた方（被相続人数）は約129万人（平成26年約127万人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約10万３千人（平成26年約５万６千人）で、課税割合は8.0%（平成26年4.4%）となっており、平成26年より3.6ポイント増加しました。

2．課税価格
課税価格の合計は14兆5,554億円（平成26年11兆4,766億円）で、被相続人１人当たりでは１億4,126万円（平成26年２億0407万円）となっています。

3．税額
税額の合計は１兆8,116億円（平成26年１兆3,908億円）で、被相続人１人当たりでは1,758万円（平成26年2,473万円）となっています。

4．相続財産の金額の構成比
相続財産の金額の構成比は、土地38.0%（平成26年41.5%）、現金・預貯金等30.7%（平成26年26.6%）、有価証券14.9%（平成26年15.3%）の順となっています。

資料③ 相続における死亡保険金の非課税枠（国税庁）

No. 4114　相続税の課税対象になる死亡保険金
［平成28年4月1日現在法令等］

制度の概要

被相続人の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部又は一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となります。

この死亡保険金の受取人が相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。）である場合、全ての相続人が受け取った保険金の合計額が次の算式によって計算した非課税限度額を超えるとき、その超える部分が相続税の課税対象になります。

500万円×法定相続人の数＝非課税限度額

なお、相続人以外の人が取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。

（注）
1．法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。
2．法定相続人の中に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは１人、実子がいないときは２人までとなります。

資料④ 相続における死亡退職金の非課税枠（国税庁　タックス＆アンサー）

No. 4117 相続税の課税対象になる死亡退職金［平成28年4月1日現在法令等］

被相続人に支給されるべきであった退職手当金や功労金などを受け取ったときは相続税の課税対象になります。

1．相続財産とみなされる退職手当金等
被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（これらを「退職手当金等」といいます。）を受け取る場合で、被相続人の死亡後３年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の課税対象となります。

（注）
1．退職手当金等とは、受け取る名目にかかわらず実質的に被相続人の退職手当金等として支給される金品をいいます。
したがって、現物で支給された場合も含まれます。
2．死亡後３年以内に支給が確定したものとは次のものをいいます。
(1) 死亡退職で支給される金額が被相続人の死亡後３年以内に確定したもの
(2) 生前に退職していて、支給される金額が被相続人の死亡後３年以内に確定したもの

2．非課税となる退職手当金等
相続人が受け取った退職手当金等はその全額が相続税の対象となるわけではありません。
全ての相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。）が取得した退職手当金等を合計した額が、非課税限度額以下のときは課税されません。
非課税限度額は次の式により計算した額です。

500万円×法定相続人の数
＝非課税限度額

なお、相続人以外の人が取得した退職手当金等には、非課税の適用はありません。

（注）
1．法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。
2．法定相続人の中に養子がいる場合の法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは１人、実子がいないときは２人までとなります。

FP知識を駆使した

生保販売(170)

一般社団法人 ＦＰ税務・社会保険制度研究会理事
ＦＰファクトリー　ＣＦＰ®　小澤 昭彦

FPファクトリー
ＦＰファクトリーは、個人の生活設計及びスモールビジネスに関する知識の伝承と、プラン作成のサポートを目的として、一般の方々に向け設立された「独立ファイナンシャル・プランナー」の共同体です。

今後も増え続ける生命保険を活用した相続対策の関連知識（税法）①

「死後離婚」を希望する女性が増加？ のしかかるお墓や介護の問題

「相続」といえば最近NHKを筆頭に各テレビ局で「死後離婚」を希望する女性が増加している話題が多く取り上げられています。

「離婚」そのものは、夫と妻の合意がなければ事実上成立しないわけですから「夫婦」の一方が既に亡くなられた後の「離婚届け」は現実にはありません。正式には「婚姻関係終了届け」を市区町村役場に提出することになります。（民法728条2項、戸籍法96条）。実際届けを提出している数は、増えたとはいえ年間で3000件弱です。50～60代女性を中心に、「どのような制度が多く取り上げられたいというのは本音のところでしょう。それでも「気持ち」（義理の父母に対する情愛）はあっても、「老老介護」になった場合、実は「経済的負担」に耐えられないケースも現実には起こってきます。

他に兄弟姉妹がいない場合などは、少なくとも残された配偶者や子供経済的な負担を軽減するような対策（親やご自身を被保険者とする介護保険加入など）を事前準備するのが、配偶者や子供（孫）に対する「思いやり」の一つかもしれません。

かなり余談になりましたが、今回から「相続の税金」について考えてみましょう。それなりの資産家の方には、専門家である「税理士」や「弁護士」がついておられ、より高度な専門知識で対策を練っておられるでしょう。ただそういった「プロ」の門をたたく前に、事前に知っておくと役にたつ「コンビニ型・相続税知識」を勉強しましょう。

資産税の改正が平成25年度の税制改正で大幅な変更が行われ、相続税の課税価額に大きく影響してくる、基礎控除の大幅減額がありました＝資料①。

それにより、従来亡くなる方の20人のうち1人程度の割合（死亡者に対して4・4%）で、相続財産について実際の「相続税」の納付が課せられるという状況から、15人に1人くらい（6・7%）にはなるのではないかと予想が出ていましたが、実際は8%と高い数値となっています＝資料②。

《解説》

1人当たりの税額は減少していますが、注目すべき点は現預金の割合が上昇していることです。要するに現預金で遺産を残すより「死亡保険金」で残せば「非課税枠」を有効利用できる可能性が残されていることになります。

また相続税を負担する「相続人」が増えていることから、現預金を保険金に切り替える効果が期待できる方がより多くなったと考えられます。

ただ、先送りにはなりましたが平成25年度の税制改正では「生命保険等死亡保険金の非課税枠」の変更が行われようとしていました。しかし現在も従前の「500万円×法定相続人」という取り扱いです。

変更予定だったのは「500万円×生計を一にする家族等」という形でした。「相続対策としての現預金から生命保険」の提案で、説得力のある「相続財産1500万円が減額できる」というフレーズ（配偶者と子供2人の場合）が、変更予定だった内容でいくと実際の相続時にお子様がお二人とも自立しておられると、1500万円が1／3の500万円の効果しか無くなってしまいます。

ただ、将来対象となるのが配偶者だけになったとしても現預金で同金額を遺産として残すよりは、絶対に有利になることは間違いはありません。

■意外と混同しやすいポイント

★相続税の「死亡保険金の非課税枠」と「相続税計算の基礎控除」の混同

結構、電話相談の相続対策」での質問の中で、この相続税の「死亡保険金の非課税枠」＝資料③と「相続税計算の基礎控除」を混同されている方が多くいらっしゃいます。

まず「被相続人」の死亡によって支払われる「死亡保険金」（複数の死亡保険金支払いがある場合は合算した額、傷害保険の死亡保険金も含まれます）からまず「500万円×法定相続人」の金額を対象となる「死亡保険金額」から控除し、それを超える金額が相続財産に加算されることになります。

その相続財産から「3000万円＋600万円×法定相続人」で計算される基礎控除額を差し引いて残った金額が、課税対象の相続財産額になります。

★「個人契約の死亡保険金」と「死亡退職金」に対する非課税枠

先ほどの「死亡保険金の非課税枠は、あくまで個人契約の死亡保険金に対しての非課税枠であり、被相続人が勤められていた会社から支払われる「死亡退職金」＝資料④のそれとは別に「500万円×法定相続人」の非課税枠が使えます。

生涯現役の可能性の高い同族会社の社長などは、個人の死亡保険金と死亡退職金の両方の非課税枠を使うと、生命保険を使った節税効果をより大きく使えます。